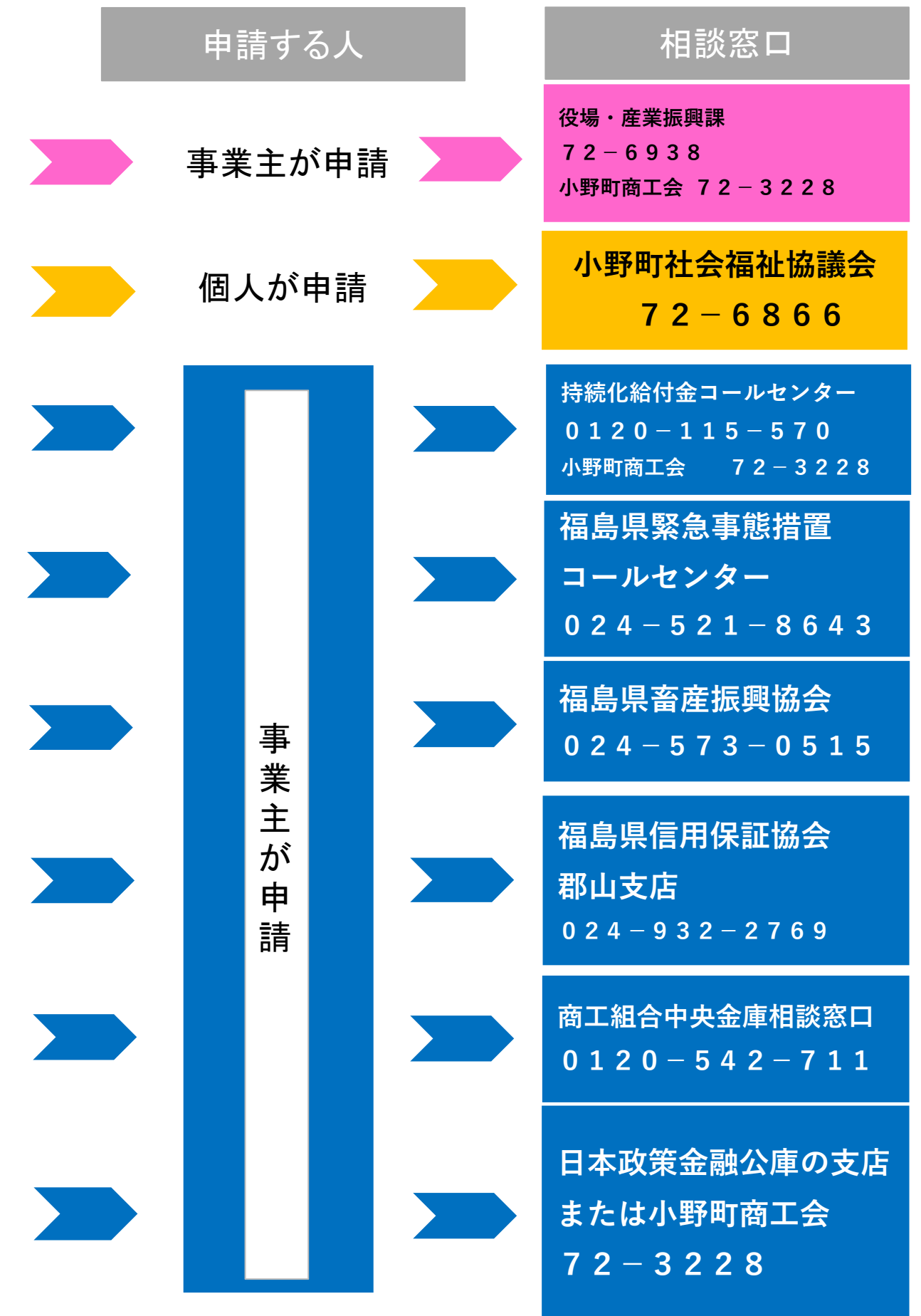


支援策	施策概要	主な条件等
利子補給 小野町中小企業借入利子補給制度	次の融資に対する <b>利子補給</b> (令和2年1月支払い分から2年間分) 小野町中小企業経営合理化資金 日本政策金融公庫経営改善資金 福島県商工事業協同組合事業資金	①感染症の影響で年収が前年比10%以上減少見込み ②他の特別利子補給制度を受けていないこと
融資 緊急小口資金 総合支援資金	貸付上限額: <b>10万円</b> (特例の場合 <b>20万円</b> ) 返済据置:1年 償還期間:2年以内	①感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持が必要 ②この特例による貸し付けを他の自治体で受けていない
給付 持続化給付金	給付額: <b>200万円以内</b> (法人) <b>100万円以内</b> (個人事業主)	①小売業、製造業、飲食業などで事業収入を得ている法人、個人 ②感染症の影響で、前年同月比50%の売り上げ減少
給付 県休業給付金	給付額:1事業者につき <b>10万円</b> 賃貸物件で営業 <b>10万円加算</b> 複数事業所で営業 <b>20万円加算</b>	①福島県内に事業所がある中小企業や個人事業主 ②福島県からの休業要請に応じた場合 ③休業要請されていない業種への支給を検討中
補 肉用牛肥育経営安定 特別対策(牛マルキン)	補填額:粗収益が生産費を下回った場合、 下回った額の90%を補填	①拠出金を支払っていること ②肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合
融 危機関連保証 セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号	(危機)保証率: <b>借入債務の100%</b> 保証枠:一般枠とは別枠で <b>最大2.8億円</b> (4号)保証率: <b>借入債務の100%</b> (5号)保証率: <b>借入債務の80%</b> 保証枠:一般枠とは別枠で <b>最大2.8億円</b>	(危機)売上高が前年同月・同期比15%以上減少して (4号)売上高が前年同月・同期比20%以上減少している (5号)売上高が前年同月・同期比5%以上減少している
融資 商工中金・危機対応融資	貸付額: <b>3億円以内</b> 据置期間:5年以内 償還期間:20年以内ほか	感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少
融資 新型コロナウイルス 対策マル経融資	貸付額: <b>別枠1,000万円以内</b> 据置期間:4年以内ほか 償還期間:10年以内ほか	①感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少 ②商工会の実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要



※掲載した施策は主なもので、このほかにも支援措置があります。役場、関連行政機関・団体等にご相談ください。

※表中「新型コロナウイルス感染症」を略して「感染症」と表記しています。

※ピンク色の施策が、町独自の施策です。

小野町新型コロナウイルス感染症対策本部・小野町

